平成19年度から

住民税（町・県民税）が大きく変わります！

税源移譲に伴い、平成19年6月から多くの方は住民税が上がります。一方で所得税は平成19年分から下がり、住民税と所得税を合わせた税額は従前と大きく変わらないよう調整が図られます。ただし、定率減税の廃止等により全体的な税負担は増額となります。

税源移譲

住民税の税率は一律10％に!!

地方自治体が自主的に財源の確保を行えるよう、国税（所得税）の一部を地方税（住民税）へ移すことを税源移譲といいます。

これにより、住民税と所得税の負担割合が変わり、住民税所得割の税率は、所得の多い少ないにかかわらず一律10％になります。

定率減税は廃止に!!

景気対策のため平成11年度から実施されていた定率減税〔平成18年度：所得割の7.5％（上限2万円）を減税〕は平成19年度から廃止になります。

県民税の超過課税!!

県では、平成19年度から5年間、水源環境の保全・再生のため県民税に次の額を上乗せして課税します。一人あたりの平均負担額は年額約950円になります。

《均等割》300円上乗せ
《所得割》0.025％上乗せ

◎問い合わせ

・**住民税について**
税務課　☎内線254

・**県民税の超過課税について**
県　税務課
☎045（210）7490

敬老祝「商品券」は使用しましたか？

2月28日まで！

敬老祝品として平成18年9月に配布した、大磯町商品券の有効期限は、2月28日（水）です。

期限を過ぎると使用できなくなりますので、忘れずに期間内に利用してください。

◎問い合わせ　子育て介護課
☎内線316

こんにちは保健師です　142

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

●メタボリックシンドロームってなあに？

ウエストサイズが基準値をオーバーし、その上、血圧や血清脂質（中性脂肪やHDLコレステロール値）、血糖値の3項目中2項目以上に異常がある場合をいいます。

●メタボリックシンドロームはなぜ怖い？

まだ自覚症状もなく、血圧やコレステロール、血糖値などの検査値がそれほど悪くない場合も多いことから、治療せずに放置してしまいやすい傾向があります。しかし、そのままにしておくと、やがては動脈硬化を引き起こし、その結果、心筋梗塞や脳梗塞など命に関わる病気にかかる危険性が高くなり、後遺症も深刻です。

動脈硬化にならないためにも、初期の段階できちんと改善しておきましょう。

●あなたは「洋ナシ」型？それとも「リンゴ」型？

肥満には、腰まわり、太ももおしりなどの下半身を中心に脂肪が蓄積する「皮下脂肪型肥満（洋ナシ型）タイプ」と、内臓のまわりに脂肪が蓄積する「内臓脂肪型肥満（リンゴ型）タイプ」の2つがあります。メタボリックシンドロームで問題なのは「内臓脂肪型肥満（リンゴ型）」です。

●どうやって分かるの？

簡単に調べる方法として、へそまわりを測定します。男性では85cm以上、女性では90cm以上であれば、「内臓脂肪型肥満」が疑われます。

●「内臓脂肪」は普通預金、「皮下脂肪」は定期預金！

エネルギーの備蓄を預金に例えると、内臓脂肪は日々の生活のための普通預金、皮下脂肪はいざというときに備える定期預金や積立預金といえます。

内臓脂肪は比較的容易にたまるものの、容易に燃焼することができるので、日々の食事や運動を心がければ減らすことは十分に可能です。

内臓脂肪型肥満

＋

血圧
血清脂質
血糖
3項目中2項目以上の異常

→

メタボリックシンドローム
動脈硬化
心筋梗塞
脳梗塞

町では2月、3月に管理栄養士による個別相談や教室（食べて・動いて健康教室）を実施します。11ページを参照のうえ、ご参加ください。

◎問い合わせ　子育て介護課
守屋　☎内線308